1　河川の名称、河川管理施設の名称及び河川管理施設の位置

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置
遠賀川水系遠賀川	薙野川排水樋管	福岡県飯塚市口原字チシャノ木1278番９地先
遠賀川水系遠賀川	薙野排水樋管	福岡県飯塚市目尾字下鶴14番５地先
遠賀川水系穂波川	徳前用排水樋管	福岡県飯塚市枝国字鶴ノ下696番13地先
遠賀川水系遠賀川	赤池排水樋管	福岡県飯塚市口原字宮ノ前470番３地先
遠賀川水系遠賀川	川島排水樋管	福岡県飯塚市川島字卯ノ木900番地先

2　管理を行う者の氏名及び住所
　氏名　排水機場又はポンプ場管理者　飯塚市長　齊藤　守史
　住所　福岡県飯塚市新立岩５番５号
3　管理の内容　兼用工作物の操作、維持修繕及び点検整備並びに塗装
4　管理の期間　平成23年６月29日から排水樋管の存続する日まで

労　働

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

交通政策審議会は、漁業（遠洋まぐろ）最低賃金（平成14年国土交通省最低賃金公示第２号）及び漁業（大型いか釣り）最低賃金（平成19年国土交通省最低賃金公示第３号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から２週間以内に国土交通省海事局海事人材政策課「郵便番号100―8918 東京都千代田区霞が関二丁目１番３号」あて提出されたい。

1　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる使用者に雇用されている船員であって、下記３に掲げる漁船に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について
2　適用する地域　全国
3　適用する使用者　船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶であって、次の各号に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）
⑴　遠洋まぐろ漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第８号に掲げる漁業のうち、浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とするものをいう。）
⑵　大型いか釣り漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令(昭和38年政令第６号）第１項第13号に掲げる漁業のうち、総トン数185トン以上の動力漁船により、釣りによっていかをとることを目的とする漁業をいう。）

平成 23 年７月 21 日

交通政策審議会会長　佐和　隆光

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十三年七月二十一日

北海道経済産業局長　柚原　一夫

一　件名　長万部町申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会
二　期日　平成二十三年八月十八日　午後一時から
三　場所　長万部町福祉センター　二階大会議室（長万部町字長万部四百十三番地）
四　事案の要旨
　1　長万部町の熱量変更終了に伴う総原価見直しによる一般ガス供給約款の変更（平成八年七月十九日付けでガス事業法に基づき認可を受けた一般ガス供給約款料金を平均二十六・八％引き上げる。）。
　2　詳細は、北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課電気・ガス事業室（札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎）及び長万部町水道ガス課（長万部町字長万部四百五十三番地一）において閲覧に供する。
五　その他
　1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した北海道経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「長万部町関係公聴会陳述希望」と記載して、平成二十三年八月二日までに、北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課電気・ガス事業室（郵便番号〇六八―〇八〇八　札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、北海道経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。
　2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「長万部町関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により平成二十三年八月二日までに北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課電気・ガス事業室（郵便番号〇六八〇―〇八〇八　札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎）に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。
　3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。
　4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

北海道経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）
（郵便番号）
住　所
（電話番号）
職　業

長万部町申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考
1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４縦（横書き）とすること。
2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。
3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公　告

諸　事　項

工場財団

山梨県都留市玉川642番地**株式会社オプト**の工場財団に山梨県笛吹市御坂町下黒駒字中長田1330番地株式会社オプト笛吹工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 23 年７月 21 日　　甲府地方法務局